

答申第 713 号

平成 31 年 2 月 13 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
理事長 康 井 制 洋 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 11 月 20 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 38）（諮問第 774 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付け起案文書、保健福祉局長名義依頼に係る同月28日付け起案文書、総務局長名義依頼に係る同日付け起案文書、同年8月3日付け起案文書及び同月22日付け起案文書を特定し、別表に掲げる情報を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、理事長は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付け起案文書（以下「甲文書」という。）、保健福祉局長名義依頼に係る同月28日付け起案文書（以下「乙文書」という。）、総務局長名義依頼に係る同日付け起案文書（以下「丙文書」という。）、同年8月3日付け起案文書（以下「丁文書」という。）及び同月22日付け起案文書（以下「戊文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表の α 欄に掲げる情報については個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、別表の β 欄に掲げる情報については公開することにより地方独立行政法人の事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、理事長に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

別表の α 欄に掲げる実施機関の職員の氏名について、実施機関の職員名簿には当然に記載されているものであるから、これらの情報は、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表の β 欄に掲げる職員個人用電子メールアドレスについて、迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

(3) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表に掲げる情報は公開されるべきである。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反するため、取り止めるべきである。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（地方独立行政法人神奈川県立病院機構本部事務局）の説明要旨
実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

別表のα欄に掲げる情報は、実施機関の職員の氏名であるところ、実施機関は、神奈川県における保健医療施策として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的に設立された地方独立行政法人であり、その職員は神奈川県からの派遣職員及び実施機関が独自に採用した職員から構成されるものである。

これらの情報は、個人の氏名であることから、特定の個人を識別できる情報であり、条例第5条第1号本文に該当することは明らかである。

また、これらの情報は、実施機関が独自採用した職員の氏名であるため、神奈川県職員録には登載されておらず、実施機関のホームページ等でも公にされておらず、公開が予定されているものでもないため、同号ただし書イには該当しない。さらに、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことも明らかである。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表のβ欄に掲げる情報は、実施機関の職員に割り当てられた個人用電子メールアドレスであり、公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、実施機関におけるネットワークシステムに深刻な被害がもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、その信頼を著しく失墜させるおそれがあるものである。また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するなど、当該職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれもある。

よって、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第7条該当性について

別表に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(4) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

実施機関は、所掌事務として、神奈川県との調整、実施機関内における集約的業務、病院の総合整備及び機能強化、人事及び給与並びに予算の編成及び執行管理を所管している所属であり、医療を提供する所属ではないところ、実施機関が本件行政文書のうち、甲文書、乙文書及び丁文書並びに丙文書を管理していたのは集約的業務の一環として各病院施設の安全管理の徹底に関する通知を行うとともに特定事項の実施を依頼したためであり、戊文書を管理していたのは神奈川県との調整業務の一環として医療者派遣協力依頼を受け、その回答を行ったためである。

実施機関は、これらの業務を除き、特定事件に係る業務を直接的に所管しているものではない。

よって、実施機関は、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上不存在とした文書も存在しない。

(5) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書、乙文書及び丁文書は実施機関がその集約的業務の一環として、所管する各病院施設に対し安全管理の徹底に関する通知を発出したため、丙文書は神奈川県から特定事項の実施の依頼を受け、同業務の一環として、その内容を各病院施設に周知する通知を作成したため、また、戊文書は神奈川県からの医療者派遣協力依頼について、同県との調整業務の一環として、その回答を行ったために管理していたものであると認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報につい

ては公開すべき旨を規定している。

そこで、別表のα欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

別表のα欄に掲げる情報は、実施機関の職員の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、同号本文に該当すると判断する。

この点について、審査請求人は、前記3(1)のとおり、これらの情報が実施機関の職員名簿に記載されている以上、同号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、これらの職員は、実施機関が独自採用した職員であって、その氏名が職員録等により公にされているといった事実もなく、公にすることが予定されているものとも認められない。したがって、この点に関する審査請求人の主張は採用することはできず、これらの情報は同号ただし書イには該当しないと解される。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表のβ欄に掲げる情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

別表のβ欄に掲げる情報は、実施機関において、その職員に割り当てた個人用電子メールアドレスであり、当審査会が確認したところ、これらのメールアドレスは一般に公にされているものではなく、公開することにより、これらのメールアドレスを利用している事務とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等が送付され、同事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(2)のとおり、迷惑メールはウィルス対策ソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトの利用等によっても迷惑メールの送信自体を止めることはできず、事務の遂行に支障を生じるおそれを取り除くことはできないため、かかる主張は採用することができない。

(4) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表に掲げる情報は、実施機関の職員の氏名及び個人用電子メールアドレスであって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、

極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(6) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を取り止めるべきこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求め

につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を

行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α	甲文書	起案画面	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書の「文書スケジュール」と題された表中、第4欄第4項のうち、2行目2文字目から6文字目まで、第6欄第4項	第5条第1号 (個人識別情報)
β		メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目10文字目から40文字目まで、4行目11文字目から42文字目まで、5行目1文字目から30文字目まで、同行目45文字目から6行目7文字目まで、19文字目から51文字目まで、7行目1文字目から30文字目まで、41文字目から68文字目まで、8行目8文字目から35文字目まで、9行目1文字目から30文字目まで、43文字目から69文字目まで、10行目9文字目から40文字目まで、11行目14文字目から45文字目まで	第5条第4号 柱書
α	乙文書	起案画面	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書の「文書スケジュール」と題された表中、第4欄第4項のうち、2行目3文字目から6文字目まで、第6欄第4項	第5条第1号 (個人識別情報)

別表<続き>

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
β	乙文書 <続き>	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 10 文字目から 40 文字目まで、4行目 11 文字目から 42 文字目まで、5行目 1 文字目から 30 文字目まで、同行目 45 文字目から 6 行目 7 文字目まで、19文字目から 51 文字目まで、7行目 1 文字目から 30 文字目まで、41 文字目から 68 文字目まで、8行目 8 文字目から 35 文字目まで、9行目 1 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 69 文字目まで、10行目 9 文字目から 40 文字目まで	第5条第4号 柱書
α	丙文書	起案画面	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書の「文書スケジュール」と題された表中、第4欄第4項のうち、2行目 2 文字目から 5 文字目まで、第6欄第4項	第5条第1号 (個人識別情報)
β		メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 10 文字目から 40 文字目まで、4行目 11 文字目から 42 文字目まで、5行目 1 文字目から 30 文字目まで、同行目 45 文字目から 6 行目 7 文字目まで、19文字目から 51 文字目まで、7行目 1 文字目から 30 文字目まで、41 文字目から 68 文字目まで、8行目 8 文字目から 35 文字目まで、9行目 1 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 69 文字目まで、10行目 9 文字目から 40 文字目まで	第5条第4号 柱書

別表<続き>

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α	起案画面	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書の「対象文書」と題された表中、第4欄第8項から第5欄第8項までを1つとする項目、「文書スケジュール」と題された表中、第4欄第7項のうち、2行目3文字目から6文字目まで、同欄第9項のうち、2行目3文字目から6文字目まで、同欄第10項のうち、2行目3文字目から6文字目まで、第6欄第3項、同欄第10項から同欄第11項まで	第5条第1号 (個人識別情報)
		実施機関の職員の名前 ○ 問合せ欄のうち、2行目11文字目から12文字目まで	
α	丁文書	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書中、2行目6文字目から9文字目まで、17行目11文字目から12文字目まで	第5条第1号 (個人識別情報)
β	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目10文字目から39文字目まで、4行目11文字目から38文字目まで、5行目1文字目から30文字目まで、同行目46文字目から6行目7文字目まで、21文字目から52文字目まで、7行目9文字目から37文字目まで、8行目16文字目から43文字目まで、9行目6文字目から33文字目まで、10行目1文字目から30文字目まで、44文字目から70文字目まで、11行目19文字目から50文字目まで、12行目5文字目から32文字目まで	第5条第4号 柱書

別表<続き>

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α	丁文書 <続き>	施行文 実施機関の職員の名前 ○ 問合せ欄のうち、2行目 11文字目から 12文字目まで	第5条第1号 (個人識別情報)
	戊文書	起案画面 実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書の「文書スケジュール」と題された表中、第4欄第4項のうち、2行目3文字目から7文字目まで、第6欄第4項	第5条第1号 (個人識別情報)
		前回起案画面 実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書の「文書スケジュール」と題された表中、第4欄第4項のうち、3行目3文字目から4行目まで、第6欄第4項	

備考1：行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、甲文書、乙文書、丙文書及び丁文書のメールについては、Subjectと記載された行を1行目として数えたものである。

備考2：文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も1文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 11 月 20 日	○ 諮問
平成 30 年 11 月 26 日 (第 182 回部会)	○ 審議
12 月 25 日 (第 183 回部会)	○ 審議
平成 31 年 1 月 21 日 (第 184 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 31 年 2 月 13 日現在) (五十音順)